
熊取町第7期 障 がい福祉計画

熊取町第3期 障がい児福祉計画



令和6年3月
熊 取 町

●障がいの「害」のひらがな表記について

大阪府において、マイナスイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記する取り組みが行われています。

本町におきましても、大阪府の趣旨に賛同し、平成 28 年 3 月から同様の取り組みを行っております。

そのため、本計画においても「害」の漢字をできるだけ用いないでひらがなで表記しています。

なお、法令名称、条例名称、固有名称等については、「害」をひらがなで表記せず、漢字で表記しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 国・大阪府の考え方	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	7
第2章 第7期障がい福祉計画	9
1 成果目標	11
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
(2) 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築	13
(3) 地域生活支援の充実	15
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	17
(5) 相談支援体制の充実・強化等	20
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	20
2 障がい福祉サービスの見込量	21
(1) 訪問系サービス	21
(2) 短期入所（ショートステイ）	26
(3) 日中活動系サービス	27
(4) 居住系サービス	34
(5) 相談支援	37
(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
(7) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	41
(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	42
3 地域生活支援事業の見込量	43
(1) 相談支援事業等	43
(2) 意思疎通支援事業等	45
(3) 日常生活用具給付等事業	46
(4) 移動支援事業	47
(5) 地域活動支援センター事業	48
(6) その他の事業	49
第3章 第3期障がい児福祉計画	51
1 成果目標	53
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	53
2 児童福祉法に基づく障がい児支援の見込量	55
(1) 障がい児通所支援事業	55
(2) 障がい児相談支援	58

(3) 発達障がい者等に対する支援	59
第4章 計画の推進	61
1 障がい福祉計画、障がい児福祉計画並びに障がい福祉制度の周知	63
2 計画の推進体制の確立	63
3 計画の進捗管理	63
第5章 障がいのある人を取り巻く状況	65
1 総人口の推移	67
2 障がい者手帳所持者の状況	68
3 身体障がいのある人の状況	69
4 知的障がいのある人の状況	71
5 精神障がいのある人の状況	72
6 難病等の患者の状況	73
7 障がい児の就学状況等	73
資料編	77
1 アンケート調査	79
2 意見交換及び聞き取り調査	80
3 相談支援事業所への調査	80
4 関係法令の概要	81
5 用語集	82
6 熊取町障害者施策推進委員会規則	87
7 熊取町障害者施策推進委員会委員名簿	89
8 計画策定の経緯	90

※本計画の本文中の法律は、略称法令名を表記しています。関係法令・関係用語は、巻末の参考資料に概要・解説を掲載しております。

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの、特性に応じた切れ目のない支援の必要性等を背景に、多様化・複雑化しています。また、介護をしている家族の高齢化やいわゆる「8050問題」への対応、障がいのある人に対する偏見や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止を進めるほか、地域共生社会の推進を図り、すべての人にとって住みやすく生きていきやすい社会の実現が求められています。

そのような中、国では令和5年3月14日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正を閣議決定し、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行政機関や事業者にも求めています。さらに、令和4年5月には、障がいのある人が情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定されました。

令和4年12月10日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）等の改正は、令和6年4月1日から施行されます。この改正では、障がいや難病のある人等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざす、とされています。

本町では、平成29年3月に策定した「第3次熊取町障がい者計画」と整合を図りながら、令和3年3月に「熊取町第6期障がい福祉計画・熊取町第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人と障がいのある子どもが必要とする障がい福祉サービスと相談支援及び地域生活支援事業の目標を掲げ、体制整備に努めてきました。

この度、両計画の期間が終了することから、国全体で達成すべき数値目標等を設定する「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」並びに「第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」をもとに、本町のこれまでの障がい福祉計画の実績等を踏まえて、「熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 国・大阪府の考え方

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたっては、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定める国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、基本指針という。）」及び大阪府が策定する「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めるための大阪府の基本的考え方」を踏まえ、成果目標や活動指標を定め、計画的に推進していきます。

1. 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、地域生活への移行・継続・就労支援、地域共生社会の実現に向けた取り組み、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保・定着、障がい者の社会参加を支える取り組み定着に配慮し、総合的な計画を作成することが必要である。

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

基本理念を踏まえ、必要とされる訪問系サービス・日中活動系サービスの保障や、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進、強度行動障がい者や高次能機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実、依存症対策の推進に配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

相談支援体制の充実・強化や、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者に対する支援、協議会の活性化に取り組むことが必要である。

4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

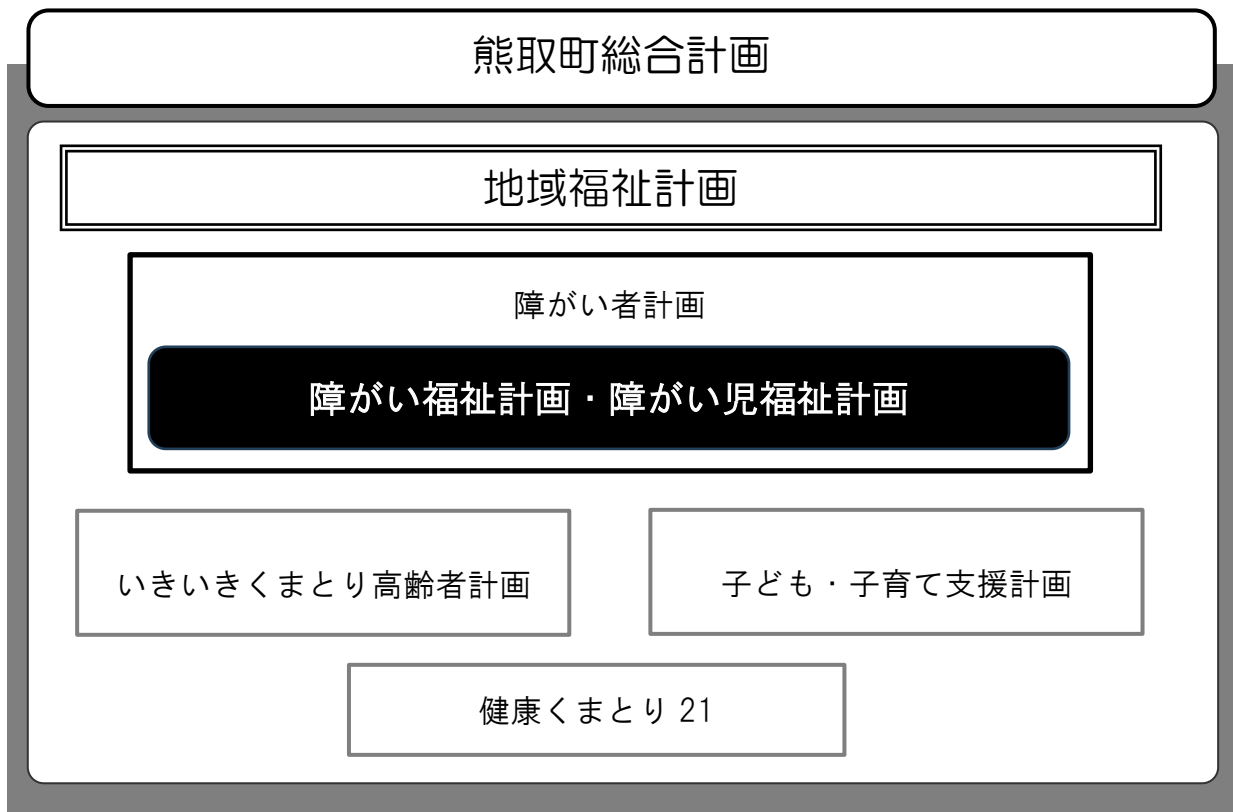
障がい児については、こども基本法に規定される事項に加え、子ども・子育て支援法に規定されている事項及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法の第88条及び児童福祉法第33条の20を法的根拠とする「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」です。

熊取町総合計画を上位計画とし、熊取町地域福祉計画に定められた地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性に沿って、他の関連計画とともに連携し福祉の向上をめざします。

また、「熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」は、「熊取町第4次障がい者計画」において定める基本的な施策に基づき、障がい福祉サービス分野の実施計画として位置付けられるものです。



- 障がい者計画
障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画
- 障がい福祉計画
障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画
- 障がい児福祉計画
障がい児通所支援等の提供体制の確保やその他の障がい児通所支援等の円滑な実施に関する計画

4 計画の期間

国の基本指針において、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年を一期として策定することが基本となっていることから、本計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

	(年度)								
	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
障がい福祉計画	第7期		第8期			第9期			
障がい児福祉計画	第3期		第4期			第5期			
障がい者計画	第4次								

5 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互の人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む）、難病患者、障がい児、その他の心身の機能の障がいがある人、社会的障壁により、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画は、策定委員会や各種調査、パブリックコメントなどにより、障がいのある人に関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 熊取町障害者施策推進委員会

学識経験者、地域住民代表及び行政関係者等からなる「熊取町障害者施策推進委員会」において、審議を行いました。

(2) 調査の実施

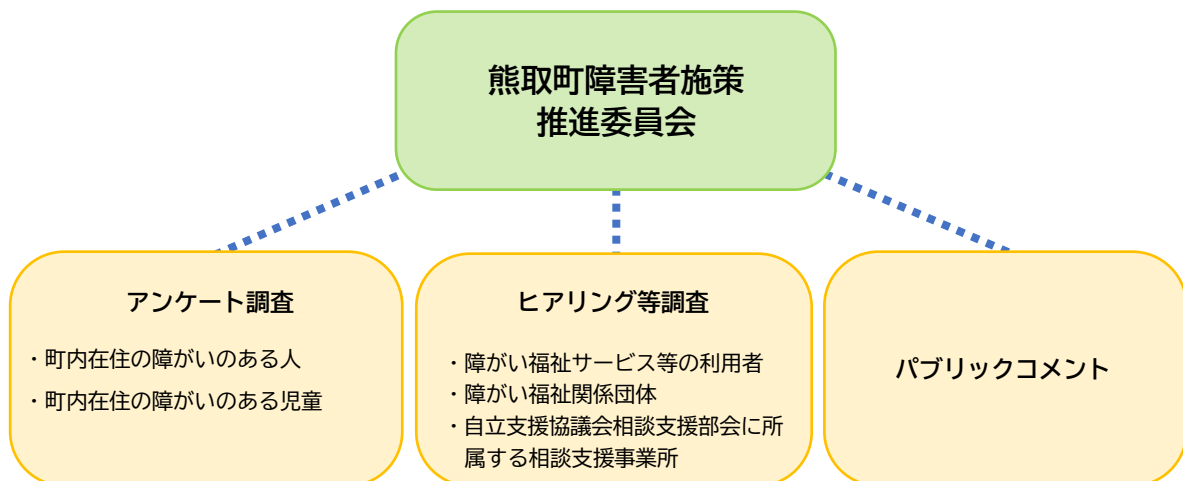
計画策定の基礎資料とするため、町内在住の障がいのある人や児童を対象に、アンケート調査を実施しました。

さらに、町内で障がい福祉サービス等を提供している事業所等の利用者や障がい福祉関係団体へ、現状やニーズについてヒアリング等を行いました。

加えて、自立支援協議会相談支援部会の部会員である相談支援事業所からも、意見を聴取しました。

(3) パブリックコメント

町広報、ホームページ及び町内公共施設において計画案を公表し、意見を収集しました。



第2章 第7期障がい福祉計画

第2章 第7期障がい福祉計画

1 成果目標

障がい福祉計画では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行などの課題に対応するため、めざすべき目標を定めることとされています。

本計画においては、令和8年度を目標年度とした成果目標を定めます。

なお、成果目標の基本指針は国が定めており、市町村は国の基本指針を踏まえた目標を設定することが基本となります。また、大阪府においても、国の基本指針を踏まえた府の基本的な考え方を示しており、府内各市町村にその基準が示されます。

本町においては、国・府の基本指針等を踏まえて成果目標を設定し、この目標達成に向けた取り組みを行います。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を推進する観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を設定します。

① 地域生活移行者数

【第6期計画の検証】

●令和4年度末時点での地域生活移行者数は3人となっており、目標値を達成する見込です。

項目	数値	備考
【基準値】 令和元年度末時点の入所者数	36人	
【目標値】 令和5年度末までの地域移行数	3人	基準値の6% <国・府の考え方> 令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする

【第7期計画の目標】

- 国・府の基本指針等を踏まえ、令和8年度末の施設入所者数の6%である2人を地域生活へ移行する目標値を設定します。

項目	数値	備考
【基準値】 令和4年度末時点の入所者数	33人	
【目標値】 令和8年度末までの地域生活移行者数	2人	基準値の6% <国・府の考え方> 令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする

②施設入所者数の削減

【第6期計画の検証】

- 令和4年度末時点での施設入所者数の削減数は3人となっており、目標値と同数です。

項目	数値	備考
【基準値】 令和元年度末時点の施設入所者数	36人	
【目標値】 令和5年度末の施設入所者数の削減数	1人	基準値の1.6% <国・府の考え方> 令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする

【第7期計画の目標】

- 国・府の基本指針等を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上である1人を地域生活へ移行する目標値を設定します。

項目	数値	備考
【基準値】 令和4年度末時点の施設入所者数	33人	
【目標値】 令和8年度末までの施設入所者数の削減数	1人	基準値の1.7% <国・府の考え方> 令和4年度末時点の施設入所者数の1.7%以上削減することを基本とする

(2) 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築

精神障がいのある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組む項目の設定を行います。

① 精神病床における1年以上の長期入院患者数

【第6期計画の検証】

●大阪府が設定した目標値を達成する見込です。

項目	数値	備考
【基準値】 令和元年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数	92人	
【目標値】 令和5年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数	87人	<国・府の考え方> 令和5年度末までに長期入院患者数を一定数削減する

【第7期計画の目標】

●府が設定する目標値をもとに、令和8年6月末時点の本町分を目標値として設定します。

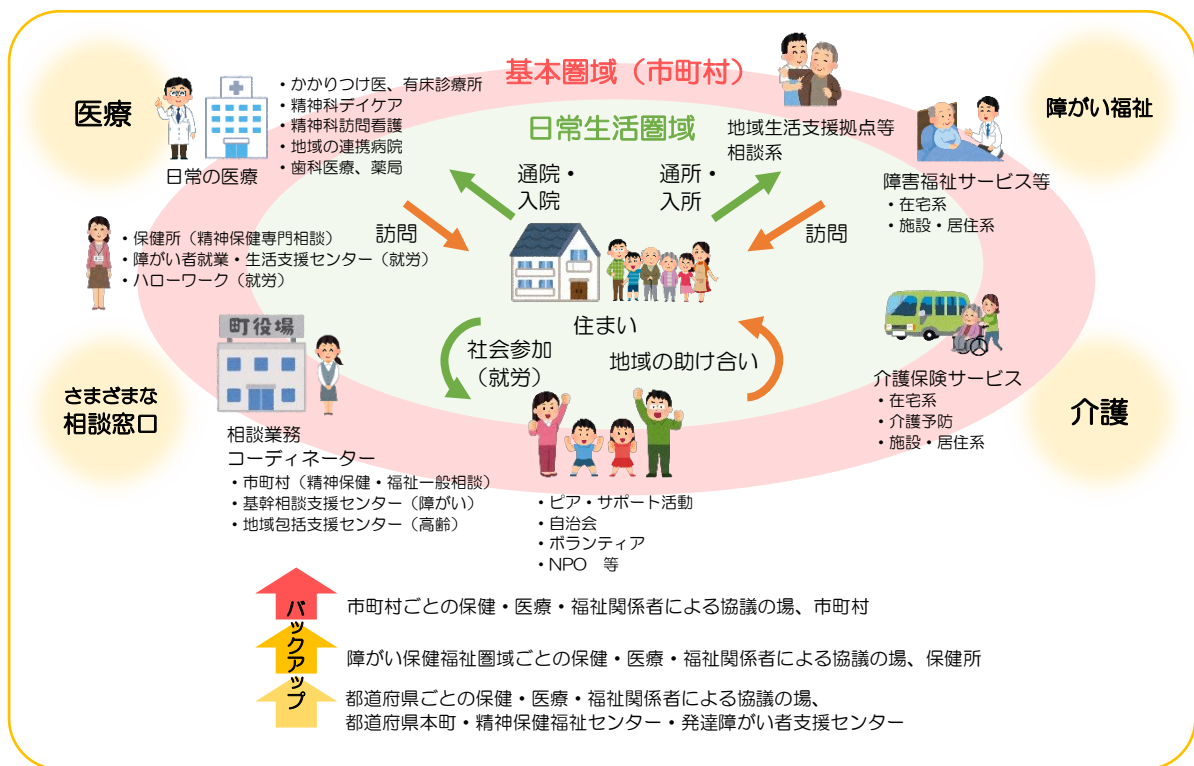
項目	数値	備考
【基準値】 令和3年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数	96人	<国・府の考え方> 府全体の目標値を市町村ごとに按分
【目標値】 令和8年6月末の精神病床における1年以上長期入院患者数	86人	<国・府の考え方> 令和8年度末の長期入院患者の地域移行に関する大阪府の目標値(8,193人)に向けて、令和3年6月末日の府内各市町村の長期入院患者数比により設定

【長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量】

利用者数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

※令和8年度末の長期入院患者の地域移行に関する大阪府の目標値(8,193人)に向けて、令和3年6月末日の府内各市町村の長期入院患者数比により設定した減少数を5年間(令和4→令和8)で按分したうちの令和6・令和7・令和8年分

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ】



(厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会
(令和3年3月18日) 資料を参考に作成)

(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ地域生活支援拠点等の充実に向けて取り組む項目の設定を行います。

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

【第6期計画の検証】

- 検証及び検討の年間実施回数を2回としていました。

項目	数値
【基準値】 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び 検討の年間実施回数	2回

【第7期計画の目標】

- 国・府の基本指針等を踏まえ、支援体制や連絡体制の充実に向け、運用状況の検証及び検討を行う会議等を開催します。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度末時点の地域生活支援拠点等	1箇所 (整備済み)	<国・府の考え方> 各市町村において整備
【目標値】 令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	町がコーディネーターの役割を担う	<国・府の考え方> コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める
【目標値】 年1回以上の検証及び検討の実施	年2回	<国・府の考え方> 支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を行う

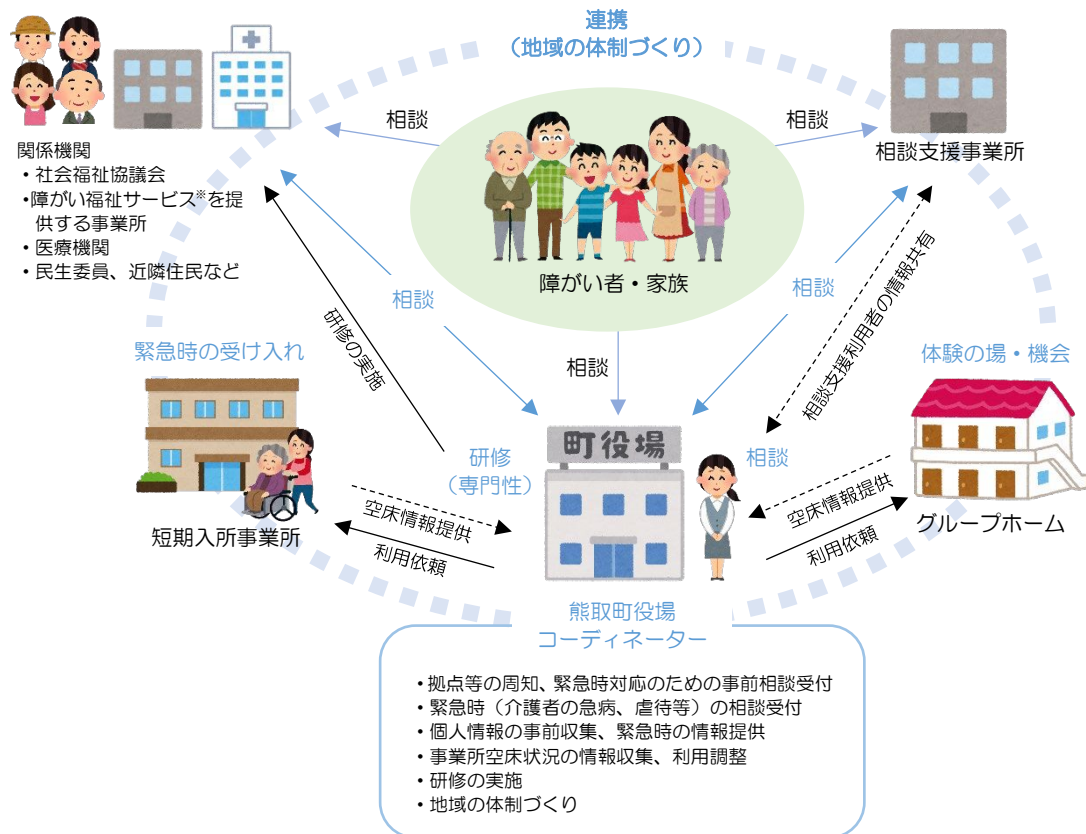
②強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実

【第7期計画の目標】

●国・府の基本指針等を踏まえて目標を設定します。

項目	有無	備考
【目標値】 令和8年度末時点での支援体制の有無	有	<国・府の考え方> 令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進する

【熊取町における地域生活支援拠点等のイメージ】



※障がい福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいう。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の就労を支援する取り組み項目の設定を行います。

① 福祉施設から一般就労への移行

【第6期計画の検証】

●令和3年度末時点での移行者数は5人となっています。

項 目	数値	備 考
【基準値】 令和元年度末に福祉施設から一般就労への移行者数	5人	
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労への移行者数	9人	令和5年度末の福祉施設から一般就労へのサービスごとの移行者数の合計

【第7期計画の目標】

●国・府の基本指針等を踏まえ、令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目標値として設定します。

項 目	数値	備 考
【基準値】 令和3年度末に福祉施設から一般就労への移行者数	5人	
【目標値】 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	8人	<国・府の考え方> 一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上 就労移行支援1.31倍以上 就労継続支援A型1.29倍以上 就労継続支援B型1.28倍以上

※目標値の算出の方法

- ・ 就労移行支援 $2人 \times 1.31 = 2.62人$
- ・ 就労継続支援A型 $1人 \times 1.29 = 1.29人$
- ・ 就労継続支援B型 $2人 \times 1.28 = 2.56人$

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

※現在、町内に就労移行支援事業所がないため、目標は設定しません。

②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

【第6期計画の検証】

●令和5年4月1日時点で利用者数の割合は0%となっています。

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度末において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上	<国・府の考え方> 国の基本指針に沿った目標設定とし、就労移行支援から一般就労への移行者数の7割を目標として設定

【第7期計画の目標】

●国・府の基本指針等を踏まえて目標値を設定します。

項目	数値	備考
【基準値】 令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数	3人	
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	5人	<国・府の考え方> 令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上

※町内に就労移行支援事業所はないため、事業所ごとの就労定着率は未設定

就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

※令和5年11月末現在、町内に就労定着支援事業所がないため、目標は設定しません。

－ 支援体制の構築に向けて －

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会に就労支援部会の設置を検討します。

③就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

【第6期計画の検証】

●令和3年度においては、大阪府の目標値にほぼ達しています。

項目	数値	備考
【基準値】 令和3年度の月額平均工賃	11,852円	
【目標値】 令和5年度の月額平均工賃	12,600円	

【第7期計画の目標】

●実績等を踏まえて目標値を設定します。

項目	数値	備考
【目標値】 令和8年度の月額平均工賃	12,600円	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりに向けて取り組む項目の設定を行います。

【第7期計画の目標】

- 国・府の基本指針等を踏まえ、基幹相談支援センターの設置に向けて、地域の相談支援体制の強化を図る体制を整備します。
- また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保します。

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	<国・府の考え方> 令和8年度末までに各市町村に設置
主任相談支援員の配置	4人	

項目	有無	備考
協議会の体制の確保	有	<国・府の考え方> 令和8年度末までに、地域サービス基盤の開発・改善等の取り組みに必要な組織として設置
	年間実施回数	
	2回	

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス等が提供できているかどうか、検証に関する取り組み項目の設定を行います。

【第7期計画の目標】

- 国・府の基本指針等を踏まえ、障がい福祉サービス事業所の指定指導担当課と連携した指導監査の適正な実施など、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを推進します。

項目	有無
令和8年度末時点での障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに関する事項を実施する体制構築の有無	有

2 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
------------------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	16	22	16	20	16
	時間/月	370	551	370	411	370
知的障がい者	人/月	18	19	18	21	18
	時間/月	180	164	180	178	180
精神障がい者	人/月	34	36	35	34	35
	時間/月	374	346	385	343	385
障がい児	人/月	1	1	1	1	1
	時間/月	3	1	3	1	3
合計	人/月	69	78	70	76	70
	時間/月	927	1,062	938	933	938

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	20	20	20
	時間/月	460	460	460
知的障がい者	人/月	23	24	25
	時間/月	210	220	230
精神障がい者	人/月	36	36	36
	時間/月	400	400	400
障がい児	人/月	1	2	2
	時間/月	5	10	10
合計	人/月	80	82	83
	時間/月	1,075	1,090	1,100

② 重度訪問介護

重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護や調理・掃除などの家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般に必要な支援、外出時における移動支援など、総合的な支援を行うサービスです。</p>
--------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	8	6	9	4	10
	時間/月	560	875	630	388	700
知的障がい者	人/月	1	0	1	1	1
	時間/月	410	0	410	345	410
精神障がい者	人/月	2	2	2	2	2
	時間/月	130	99	130	101	130
合計	人/月	11	8	12	7	13
	時間/月	1,100	974	1,170	834	1,240

【第7期計画の見込量】

- 実績値をもとに見込量を設定します。サービス提供にあたっては、福祉・保健・医療の連携に努めます。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	7	8	9
	時間/月	700	800	900
知的障がい者	人/月	1	1	1
	時間/月	350	350	350
精神障がい者	人/月	2	2	2
	時間/月	110	110	110
合計	人/月	10	11	12
	時間/月	1,160	1,260	1,360

③ 同行援護

同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	12	9	13	9	14
	時間/月	228	163	260	224	308
障がい児	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0
合計	人/月	12	9	13	9	14
	時間/月	228	163	260	224	308

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	11	12	12
	時間/月	275	300	300
障がい児	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	11	12	12
	時間/月	275	300	300

④ 行動援護

行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常時介護が必要な人に、行動するとき必要な介護や排せつ及び食事等の必要な援助を行うサービスです。
------	---

【第6期計画の検証】

●第6期計画策定時は、目標値を設定していませんでしたが、利用実績がありました。

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
知的障がい者	人/月	0	1	0	1	0
	時間/月	0	7	0	28	0
精神障がい者	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0
合計	人/月	0	1	0	1	0
	時間/月	0	7	0	28	0

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者	人/月	2	2	2
	時間/月	60	60	60
精神障がい者	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合計	人/月	2	2	2
	時間/月	60	60	60

⑤ 重度障がい者等包括支援

重度障がい者等 包括支援	常に介護が必要な人で、介護が必要な程度が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。
-----------------	---

【第6期計画の検証】

- 第6期計画策定時に利用実績及び利用見込がなかったことから、見込量は設定していませんでした。

令和5年12月末時点での利用実績はありません。

【第7期計画の見込量】

- これまで利用実績がないことなどを踏まえ、第7期計画においてもサービスの利用を見込んでおりません。
- 今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な運用に努めます。

(2) 短期入所（ショートステイ）

短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う人が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
-------------------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	2	2	2	6	2
	日/月	30	11	30	72	30
知的障がい者	人/月	16	9	17	8	17
	日/月	128	62	136	69	136
精神障がい者	人/月	1	1	1	1	1
	日/月	3	4	3	4	3
障がい児	人/月	1	1	1	3	1
	日/月	4	3	4	11	4
合計	人/月	20	13	21	18	21
	日/月	165	80	173	156	173

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

障がい種別	単位 (月)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	8	8	8
	日/月	100	100	100
知的障がい者	人/月	10	10	10
	日/月	90	90	90
精神障がい者	人/月	1	1	1
	日/月	4	4	4
障がい児	人/月	4	4	4
	日/月	16	16	16
合計	人/月	23	23	23
	日/月	210	210	210

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護及び創作的活動などの機会を提供するサービスです。
------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	19	29	19	29	20
	日/月	342	533	361	559	400
知的障がい者	人/月	63	50	64	51	66
	日/月	1,449	1,073	1,472	1,114	1,518
精神障がい者	人/月	2	2	2	3	2
	日/月	46	38	46	53	46
合計	人/月	84	81	85	83	88
	日/月	1,837	1,644	1,879	1,726	1,964

【第7期計画の見込量】

●実績値を踏まえ、緩やかに利用者が増加するものとして見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	31	32	33
	日/月	620	640	660
知的障がい者	人/月	53	54	55
	日/月	1,150	1,200	1,250
精神障がい者	人/月	5	6	7
	日/月	100	120	140
合計	人/月	89	92	95
	日/月	1,870	1,960	2,050

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
---------------------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	1	1	1	1	1
	日/月	14	22	14	23	14
知的障がい者	人/月	1	1	1	1	1
	日/月	23	3	23	20	23
精神障がい者	人/月	2	1	1	1	1
	日/月	28	12	14	11	14
合計	人/月	4	3	3	3	3
	日/月	65	37	51	54	51

【第7期計画の見込量】

- 標準の利用期間が2年間であることから、利用者のサービス等の切り替えを踏まえ見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	日/月	25	25	25
知的障がい者	人/月	1	1	1
	日/月	20	20	20
精神障がい者	人/月	1	1	1
	日/月	15	15	15
合計	人/月	3	3	3
	日/月	60	60	60

③ 就労移行支援

就労移行支援	一般就労等を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
--------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	1	1	1	1	1
	日/月	16	5	16	2	16
知的障がい者	人/月	4	4	5	5	5
	日/月	92	62	115	81	115
精神障がい者	人/月	5	2	6	3	6
	日/月	100	43	120	41	120
合計	人/月	10	7	12	9	12
	日/月	208	110	251	124	251

【第7期計画の見込量】

- 第6期計画の目標を踏まえ、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	1	1	1
	日/月	20	20	20
知的障がい者	人/月	7	8	9
	日/月	170	200	220
精神障がい者	人/月	5	6	7
	日/月	100	120	140
合計	人/月	13	15	17
	日/月	290	340	380

④就労継続支援（A型）

就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約を結び働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
------------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	2	2	2	1	2
	日/月	46	39	46	21	46
知的障がい者	人/月	4	6	4	6	4
	日/月	92	120	92	99	92
精神障がい者	人/月	6	5	6	7	6
	日/月	96	101	96	129	96
合計	人/月	12	13	12	14	12
	日/月	234	260	234	249	234

【第7期計画の見込量】

●実績値を踏まえ、緩やかに利用者が増加するものとして見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	2	2	2
	日/月	40	40	40
知的障がい者	人/月	7	8	8
	日/月	140	160	160
精神障がい者	人/月	9	9	10
	日/月	180	180	200
合計	人/月	18	19	20
	日/月	360	380	400

⑤ 就労継続支援（B型）

就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばず働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
------------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	11	13	12	15	12
	日/月	194	240	212	231	212
知的障がい者	人/月	56	59	58	65	59
	日/月	1,288	1,177	1,334	1,247	1,357
精神障がい者	人/月	36	44	36	54	37
	日/月	504	703	504	845	518
合計	人/月	103	116	106	134	108
	日/月	1,986	2,120	2,050	2,323	2,087

【第7期計画の見込量】

●今後も増加傾向が続くものとして見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	19	21	23
	日/月	280	310	340
知的障がい者	人/月	75	78	81
	日/月	1,500	1,560	1,620
精神障がい者	人/月	73	78	83
	日/月	1,100	1,200	1,250
合計	人/月	167	177	187
	日/月	2,880	3,070	3,210

⑥ 就労選択支援

就労選択支援	従来の「就労移行支援」をはじめとした各サービスとともに、障がい者の希望やスキルに合う仕事探しを支援する新たなサービスです。令和7年10月より創設予定です。
--------	---

【第7期計画の見込量】

- 就労移行支援事業での利用実績値等を踏まえ、見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月	-	0	1

⑦ 就労定着支援

就労定着支援	就労移行支援などのサービスを経て一般就労を行った障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。
--------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	人/月	1	3	1	2	1

【第7期計画の見込量】

- 実績値をもとに見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	3	4	4

⑧療養介護

療養介護	医療の必要な障がいのある人で、常に介護が必要な人に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話などを行うサービスです。
------	---

【第6期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
療養介護	人/月	3	2	3	2	3

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	2	2	2

(4) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者等に、一定の期間、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
--------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0	0	0
精神障がい者	人/月	2	0	2	0	2
合計	人/月	2	0	2	0	2

【第7期計画の見込量】

- 成果目標における福祉施設の入所者の地域生活への移行も踏まえて、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	1
精神障がい者	人/月	1	1	1
合計	人/月	1	1	2

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介助等の必要性が認定されている方には介護サービスの提供も行うサービスです。
---------------------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	3	6	3	6	3
知的障がい者	人/月	20	24	20	26	21
精神障がい者	人/月	17	13	18	16	18
合計	人/月	40	43	41	48	42

【第7期計画の見込量】

- 利用者は今後も増加するものとして見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	6	6	7
知的障がい者	人/月	28	30	32
精神障がい者	人/月	17	19	21
合計	人/月	51	55	60

③ 施設入所支援

施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うサービスです。
--------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	7	12	7	8	7
知的障がい者	人/月	24	18	24	25	23
精神障がい者	人/月	2	1	2	0	2
合計	人/月	33	31	33	33	32

【第7期計画の見込量】

●成果目標における施設入所者数の削減数も踏まえて、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	8	8	7
知的障がい者	人/月	25	25	25
精神障がい者	人/月	0	0	0
合計	人/月	33	33	32

④ 地域生活支援拠点等

【第7期計画の見込量】

●成果目標における地域生活支援の充実を踏まえ、見込量を設定します。なお、コーディネート機能については町が行います。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	箇所	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	1	1	1
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	回数	1	1	1

(5) 相談支援

① 計画相談支援

計画相談支援	<p>●サービス利用支援 障がい福祉サービス等の支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、また支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行うサービスです。</p> <p>●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス内容の見直しや、支援者等の状況の把握・サービス事業者等との連絡調整などを行うサービスです。</p>
--------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	17	19	18	17	19
知的障がい者	人/月	40	32	41	33	45
精神障がい者	人/月	27	24	28	25	30
障がい児	人/月	0	0	0	0	0
合計	人/月	84	75	87	75	94

【第7期計画の見込量】

●今後も利用者が緩やかに増加するものとして、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	20	21	22
知的障がい者	人/月	35	36	37
精神障がい者	人/月	27	28	29
障がい児	人/月	1	2	3
合計	人/月	83	87	91

②地域移行支援

地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、相談による不安解消、外出の際の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。
--------	--

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0	0	1
精神障がい者	人/月	2	0	2	0	1
合計	人/月	2	0	2	0	2

【第7期計画の見込量】

- 第6期計画の目標を踏まえ、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	1	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	1
精神障がい者	人/月	2	2	2
合計	人/月	3	2	3

③ 地域定着支援

地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。
--------	---

【第6期計画の検証】

- 第6期計画策定時に利用実績及び利用見込がなかったことから、見込量を設定していませんでした。

【第7期計画の見込量】

- 第7期計画年度においては利用が見込まれます。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0
知的障がい者	人/月	1	1	1
精神障がい者	人/月	0	0	1
合計	人/月	1	1	2

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画の検証】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、部会や研修会の予定を中止していましたが、令和4年度より再開しました。引き続き研修会等による障がい理解の促進や制度の周知を行い、継続的に精神障がい者に対するケア等協議・検討を行っていきます。

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
協議の場の開催回数	回/年	3	0	3	1	1
協議の場への関係者の参加人数	人/年	6	0	6	5	6
保健分野	人/年	1	0	1	0	1
医療分野	人/年	1	0	1	1	1
福祉分野	人/年	2	0	2	2	2
当事者家族等	人/年	2	0	2	2	2
協議の場における評価等の実施回数	回/年	1	0	1	0	1

【第7期計画の見込量】

- 協議の場の運営や協議の場の評価等の活動指標の見込量を設定します。
引き続き、幅広い意見等が収集できる協議の場を開催します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
協議の場への関係者の参加人数	人/年	5	5	7
保健分野	人/年	1	1	1
医療分野	人/年	1	1	1
福祉分野	人/年	3	3	3
介護分野	人/年	0	0	1
当事者家族等	人/年	0	0	1
協議の場における評価等の実施回数	回/年	1	1	1

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	人/月	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人/月	17	19	21
精神障がい者の自立生活援助	人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

【第6期計画の検証】

●第6期計画では、地域生活支援事業の見込量として、記載していました。(P44 参照)

【第7期計画の見込量】

●障がい種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の体制に関する見込量を設定します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	有無	検討	検討	有	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	—	—	33	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件/年	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取り組み	回/年	12	12	12	
個別事例の支援内容の検証	回/年	12	12	12	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	人	—	—	2	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数	回/年	12	12	12
	参加事業者数	社/年	15	16	17
協議会の専門部会の設置	設置数	設置数	3	3	4
	実施回数	回/年	14	15	16

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

【第6期計画の検証】

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい福祉サービスに係る研修の活用(参加)	人/年	7	6	7	8	7
障がい者自立支援審査結果の共有	体制の有無	有無	無	無	無	無
	実施回数	回/年	—	0	1	0
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監督の結果の共有	体制の有無	有無	有	有	有	有
	共有回数	回/年	2	2	2	7

【第7期計画の見込量】

●障がい福祉サービスの質の向上に関する取り組みの見込量を設定します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービスに係る研修の活用(参加)	人/年	8	8	8
障がい者自立支援審査結果の共有	体制の有無	有無	無	無
	実施回数	回/年	—	—
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監督の結果の共有	体制の有無	有無	有	有
	共有回数	回/年	5	6

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業等

相 談 支 援 事 業	障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止等の権利擁護のための援助を行います。
	基幹相談支援センター	地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となり、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を行います。
	地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、相談機関どうしの連携強化等を行います。
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を行います。
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業		障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

【第6期計画の検証】

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	有無	検討	無	検討	無	検討
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	—	無	—	無	—
	地域の相談支援体制の強化						
	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	件/年	3	6	3	33	3
	相談支援事業者の人材育成支援	件/年	12	12	12	11	12
	相談機関との連携強化の取り組み	回/年	12	12	12	11	12
住宅入居等支援事業（居住サポート）	有無	有	有	有	有	有	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター	有無	検討	検討	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	無	無	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート）	有無	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	

※地域の相談支援体制の強化については、(7)相談支援体制の充実・強化のための取り組み（P41）に記載。

(2) 意思疎通支援事業等

手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の町窓口での相談・申請等を支援するために、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員 養成研修事業	手話で意思疎通支援を行う者を養成するための研修です。

【第6期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
手話通訳者派遣事業	件/年	38	53	39	40	40
	時間/年	22	65	23	33	25
要約筆記者派遣事業	件/年	1	0	1	1	1
	時間/年	2	0	2	1	2
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修 事業（修了見込者数）	人/年	10	3	10	4	10

【第7期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件/年	55	55	55
	時間/年	70	70	70
要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1
	時間/年	2	2	2
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修 事業（修了見込者数）	人/年	10	10	10

(3) 日常生活用具給付等事業

- 日常生活の便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等を給付するサービスです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト等
自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、頭部保護帽、特殊便器等
在宅療養等支援用具	人工呼吸器用自家発電機またはバッテリー、電気式たん吸引器、吸入器等
情報・意志疎通支援用具	視覚障がい者用拡大読書器等
排泄管理支援用具	蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	小規模な住宅改修（手すりの取付、段差の解消等）

【第6期計画の検証】

具体的な種目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
介護訓練支援用具	件/年	2	6	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	7	11	7	3	7
在宅療養等支援用具	件/年	7	5	7	4	7
情報・意志疎通支援用具	件/年	3	2	5	4	3
排泄管理支援用具	件/年	1,000	921	1,025	894	1,050
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2	1	2

【第7期計画の見込量】

- 実績値をもとに見込量を設定します。

具体的な種目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	10	10	10
情報・意志疎通支援用具	件/年	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	2	2

(4) 移動支援事業

移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、余暇活動等の外出のための支援を行うサービスです。
--------	---

【第6期計画の検証】

障がい種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
身体障がい者	人/年	15	4	15	6	15
	時間/年	1,050	94	1,050	413	1,050
知的障がい者	人/年	51	44	51	41	53
	時間/年	6,375	3,999	6,375	4,017	6,625
精神障がい者	人/年	15	17	16	14	17
	時間/年	2,250	1,948	2,400	1,776	2,550
障がい児	人/年	9	4	9	6	7
	時間/年	450	391	450	128	350
合計	人/年	90	69	91	67	92
	時間/年	10,125	6,432	10,275	6,334	10,575

【第7期計画の見込量】

●第6期計画の実績等を踏まえ、見込量を設定します。

障がい種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/年	15	15	15
	時間/年	1,050	1,050	1,050
知的障がい者	人/年	55	56	57
	時間/年	6,900	7,000	7,200
精神障がい者	人/年	20	20	20
	時間/年	3,000	3,000	3,000
障がい児	人/年	10	10	10
	時間/年	500	500	500
合計	人/年	100	101	102
	時間/年	11,450	11,550	11,750

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
--------------	---

【第6期計画の検証】

	単位 (年)	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
設置箇所数	箇所	1	1	1	1	1
実利用人数	人	44	17	46	15	48

【第7期計画の見込量】

●第6期計画の実績等を踏まえ、見込量を設定します。

	単位 (年)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所	1	1	1
実利用人数	人	20	22	24

(6) その他の事業

① 日中一時支援事業

日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労や、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するサービスです。
----------	---

【第6期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
日中一時支援業	回/年	1,400	913	1,450	1,002	1,500

【第7期計画の見込量】

●第6期計画の実績を踏まえ、見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援業	回/年	1,000	1,050	1,100

② 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問入浴を行うサービスです。
------------	---

【第6期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2	2	2
	回/年	208	118	208	118	208

【第7期計画の見込量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2
	回/年	208	208	208

③ 社会参加促進事業

点訳奉仕員養成 研修事業	点訳奉仕員の養成を行うこと等により、視覚障がい者等の社会参加を促進します。
-----------------	---------------------------------------

【第6期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
点訳奉仕員養成 研修事業	人/年	5	3	5	4	5

【第7期計画の見込量】

●第6期計画の実績を踏まえ、見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点訳奉仕員養成 研修事業	人/年	5	5	5

第3章 第3期障がい児福祉計画

第3章 第3期障がい児福祉計画

1 成果目標

障がい児福祉計画では、障がい児通所支援等の提供体制の確保、その他障がい児通所支援等を円滑に実施するため、めざすべき成果目標を定めることとされています。

本計画においては、令和8年度を目標年度とした成果目標を定めます。

なお、成果目標の基本指針は、国が定めており、市町村は、この基本指針を踏まえた目標を設定することが基本となります。また、大阪府においても、国の指針を踏まえた大阪府の基本的な考え方を設定し、府内各市町村にその基準が示されます。

本町においては、国・府の基本指針等を踏まえて成果目標を設定し、この目標の達成に向けた取り組みを行います。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもの重層的な支援体制の整備するため、関連する向け取り組み項目を設定します。

【第2期計画の検証】

【実績の推移】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込
児童発達支援センターの設置	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援の充実	箇所	2	6	8
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	箇所	1	1	1
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	1	1	1
医療依存度の高い重症心身障がい児等に関する協議の場	有無	有	有	有

【第3期計画の目標】

- 児童発達支援センターの支援が必要な障がい児については、貝塚市に所在の児童発達支援センターを利用してきたことから、引き続き、当該児童発達支援センターの利用体制を維持し、障がい児の利用が円滑に進むように支援します。
- また、保育所等訪問支援については、児童福祉サービス提供事業者等にサービス提供について、働きかけを行います。
- 重症心身障がい児については、町内に所在する事業所をはじめ、関係機関と連携しサービス利用に向けての周知・啓発を行います。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年度に泉佐野保健所圏域の市町と共同で協議の場を設置しており、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、引き続き関係機関との連携を図ります。

項目	数値	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所	<国・府の考え方> 市町村（圏域でも可）が令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することが基本
【目標値】 保育所等訪問支援の実施	1箇所	
【目標値】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	<国・府の考え方> 令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上設置
【目標値】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	<国・府の考え方> 令和8年度末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を設置 医療的ケア児等コーディネーターを設置
【目標値】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの設置	設置	

2 児童福祉法に基づく障がい児支援の見込量

(1) 障がい児通所支援事業

① 児童発達支援事業

児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活の自立支援や集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
--------	---

【第2期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	人/月	24	26	20	20	19
	日/月	336	362	280	254	266

【第3期計画の見込量】

●実績値をもとに見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	30	30	30
	日/月	420	420	420

②放課後等デイサービス

放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練や放課後等の居場所づくり等を行うサービスです。
------------	--

【第2期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
放課後等デイサービス	人/月	85	107	89	119	92
	日/月	1,360	1,681	1,424	1,843	1,472

【第3期計画の見込量】

- 今後も利用者の増加することを踏まえ、見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	140	150	160
	日/月	2,100	2,250	2,400

③保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校・特別支援学校などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うサービスです。
----------	---

【第2期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
保育所等訪問支援	人/月	1	2	1	3	4
	回/月	1	4	1	3	4

【第3期計画の見込量】

- 実績値をもとに見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	4	4	4
	回/月	4	4	4

④居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
-----------------	---

【第2期計画の検証】

- 第2期計画策定時に利用実績及び利用見込みがなかったことから、見込量を設定していませんでした。

【第3期計画の見込量】

- 令和5年11月末時点において、利用実績及び利用相談がないことから、第3期計画においてもサービスの利用を見込んでおりません。
- 今後、サービスの利用ニーズが生じた場合には適切な運用に努めます。

(2) 障がい児相談支援

障がい児相談支援	<p>●障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の支援に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、また支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行うサービスです。</p> <p>●継続障がい児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行うサービスです。</p>
----------	---

【第2期計画の検証】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
障がい児相談支援	人/月	29	28	32	29	36

【第3期計画の見込量】

●障がい児相談支援は、利用者が緩やかに増加するものとして、見込量を設定します。

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/月	31	32	33
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	人	福祉関係 1 医療関係 1	福祉関係 1 医療関係 1	福祉関係 1 医療関係 1

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者に対する支援	障がいのある児童やその可能性のある児童に対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加をめざし支援を行います。
--------------	---

【第3期計画の見込量】

- 実績等を踏まえて目標値を設定します。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 (保護者)	人/年	5	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数 (支援者)	人/年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

計画の推進等にあたっては、本町のみならず関係機関・関係団体等との連携を図りながら、計画の推進状況の定期的な評価を実施するとともに、今後の社会情勢の変化や国・府制度の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行う等協働して計画の推進に取り組めます。

1 障がい福祉計画、障がい児福祉計画並びに障がい福祉制度の周知

「障害者総合支援法」が改正され、令和6年4月1日に施行されることにより、さまざまな障がい福祉制度の改革が進められていますが、制度の周知は十分とはいえない状況であるため、本計画や障がい福祉制度の周知に取り組むことが大切と考えています。

周知にあたっては、引き続き広報紙の点字版及び音声版の作成、ホームページの音声読み上げや文字拡大など閲覧支援機能を継続し、障がいのある人の配慮に努めます。

また、広報やホームページだけでは必要な情報が行き届かないこともあるため、支援学校、子ども家庭センターなどの関係機関と情報共有をさらに深めながら、相談窓口での説明や、日常的に障がいのある人と接する機会の多い福祉施設などへの情報提供を行うなど、一層の周知に努めます。

2 計画の推進体制の確立

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労などさまざまな分野の関係機関による連携が必要です。

そのため、庁内関係課はもとより、熊取町障害者施策推進委員会を中心に関係機関・関係団体と連携を強化し、一人ひとりのライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

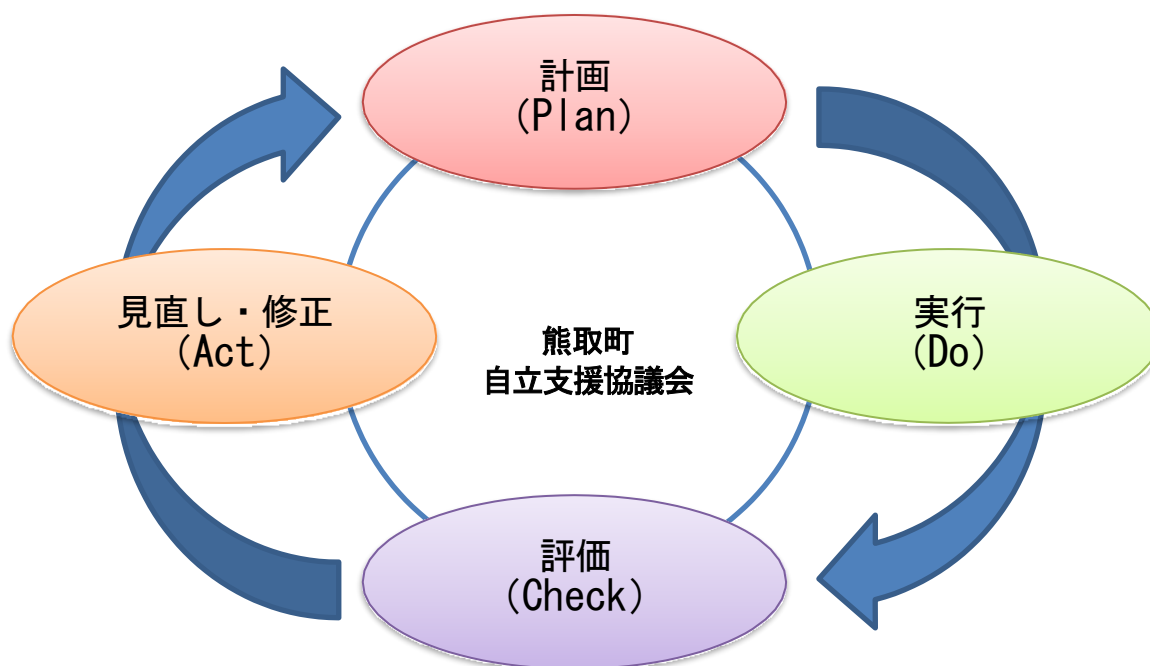
3 計画の進捗管理

計画策定後は、各年度において施策の取り組み状況、成果目標の達成状況を自立支援協議会に報告し、進捗管理を行います。

- (1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行います。障がい者計画を含め必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- (2) 中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

-
- (3) 障がい福祉計画、障がい児福祉計画の活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行います。
また、活動指標を整理するにあたり、障がい福祉サービス等の見込量を算出する際に勘案することとされている事項についても併せて整理を行います。
- (4) 本計画で設定した目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Act）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

◆◆◆ 点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）◆◆◆



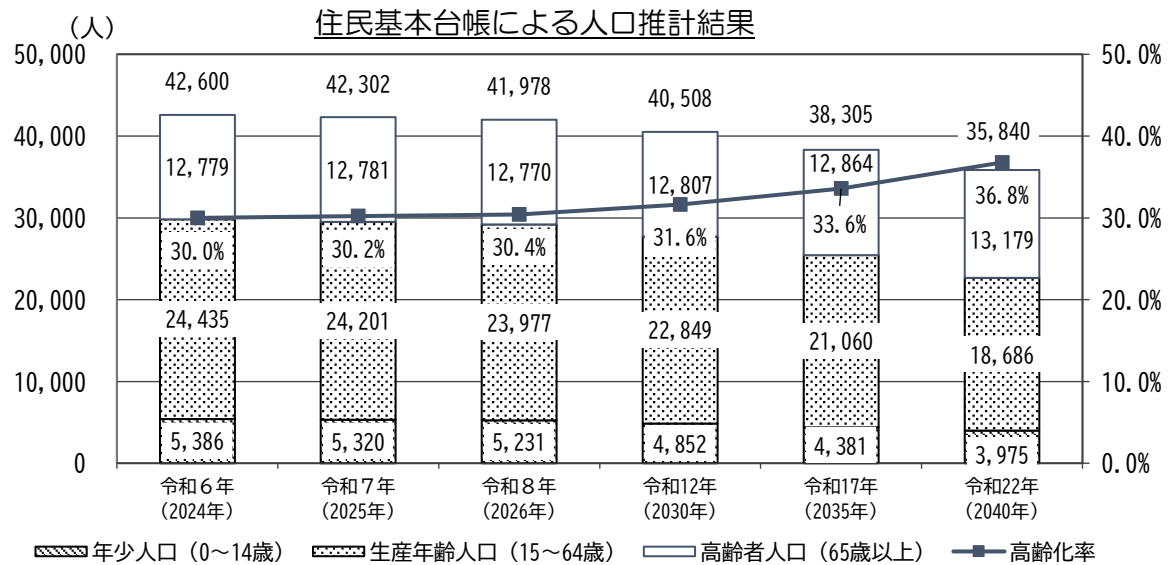
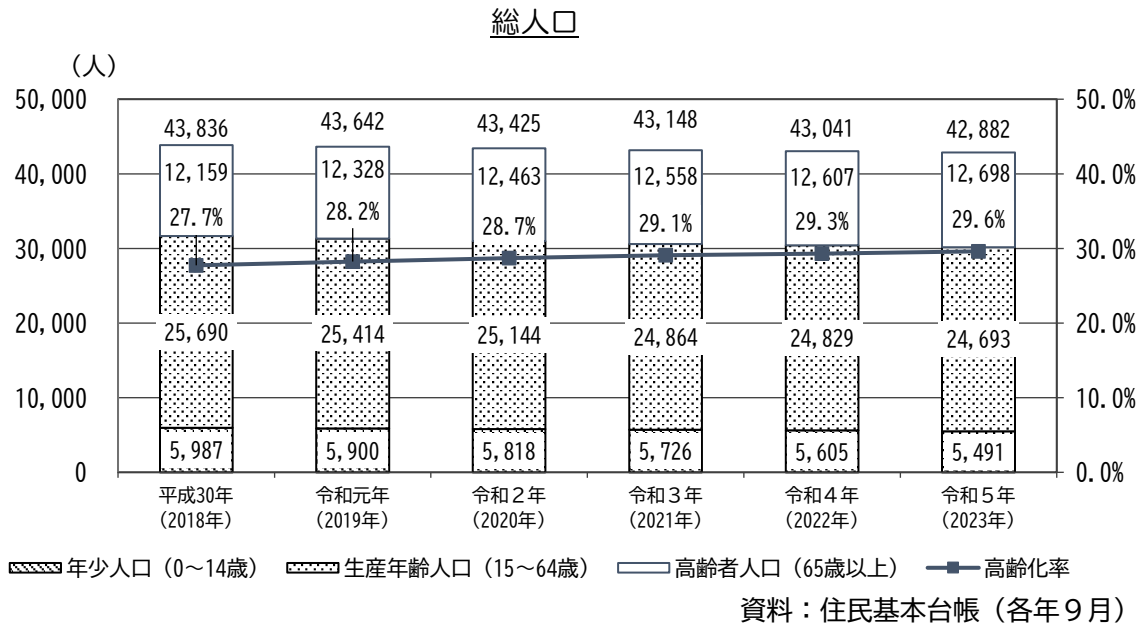
第5章 障がいのある人を取り巻く状況

第5章 障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

本町における総人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年9月末現在は42,882人となっています。

高齢化率は年々高くなっていく傾向で、令和5年9月末現在では、29.6%まで上昇しています。令和22年には36.8%まで上昇すると予測されており、今後もますます高くなると見込まれます。



2 障がい者手帳所持者の状況

(1) 概況

本町の身体障がい者手帳の所持者は微減、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は増加の傾向にあります。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和4年度末現在 2,391 人であり、本町の総人口の 5.6%にあたります。

障がい者手帳所持者数

(人)

区分	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	43,685	43,589	43,277	43,018	42,903
手帳所持者数	2,523	2,357	2,363	2,376	2,391
身体障がい者手帳	1,878	1,664	1,654	1,634	1,610
療育手帳	342	349	355	368	389
精神障がい者保健福祉手帳	303	344	354	374	392
手帳所持者比率	5.8%	5.4%	5.5%	5.5%	5.6%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 障がい者手帳所持者の概要

令和4年度末現在における手帳所持者数と総人口の割合をみると、身体障がい者手帳は 3.75%、療育手帳は 0.91%、精神障がい者保健福祉手帳は 0.91%という状況です。

これを大阪府全体と比べると、本町の割合は低くなっています。

令和4年度末における障がい者手帳所持者数の比較

(人)

区分	人口 (人)	項目	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計
熊取町	42,903	所持者数 (人)	1,610	389	392	2,391
		対人口比	3.75%	0.91%	0.91%	5.57%
大阪府	8,770,650	所持者数 (人)	375,582	100,261	119,115	594,958
		対人口比	4.28%	1.14%	1.36%	6.78%

※熊取町の人口は、令和5年3月31日現在の総人口で、大阪府の人口は令和5年4月1日現在の推計人口となっています。
また、熊取町、大阪府の手帳所持者数は福祉行政報告例による令和5年3月31日現在の所持者数となっています。

3 身体障がいのある人の状況

(1) 等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は、令和4年度末現在1,610人となっています。
等級別では、重度（1級・2級）の人が754人（1級487人、2級267人）で46.8%（1級30.2%、2級16.6%）を占めています。

等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

(人)

区分		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成 30年度	0～17歳	29	13	10	2	3	1	0
	18歳以上	1,849	526	314	327	513	90	79
	合計	1,878	539	324	329	516	91	79
	構成比	100%	28.7%	17.3%	17.5%	27.5%	4.8%	4.2%
令和 元年度	0～17歳	24	10	9	2	1	1	1
	18歳以上	1,640	461	276	293	450	91	69
	合計	1,664	471	285	295	451	92	70
	構成比	100%	28.3%	17.1%	17.7%	27.1%	5.5%	4.2%
令和 2年度	0～17歳	23	12	5	3	1	1	1
	18歳以上	1,631	480	275	270	449	88	69
	合計	1,654	492	280	273	450	89	70
	構成比	100%	29.7%	16.9%	16.5%	27.2%	5.4%	4.2%
令和 3年度	0～17歳	22	10	4	4	2	1	1
	18歳以上	1,612	478	267	262	442	93	70
	合計	1,634	488	271	266	444	94	71
	構成比	100%	29.9%	16.6%	16.3%	27.2%	5.8%	4.3%
令和 4年度	0～17歳	21	10	3	4	2	1	1
	18歳以上	1,589	477	264	257	422	97	72
	合計	1,610	487	267	261	424	98	73
	構成比	100%	30.2%	16.6%	16.2%	26.3%	6.1%	4.5%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 主な障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳の部位別では、令和4年度現在、肢体不自由が898人(55.8%)と最も多く、次いで内部障がい(29.8%)となっています。

主な障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

(人)

区分		総数	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	肢体不自由	音声・ 言語・ そしゃく 機能障がい	内部障がい
平成 30年度	0～17歳	29	2	6	11	1	9
	18歳以上	1,849	87	153	1,072	18	519
	合計	1,878	89	159	1,083	19	528
	構成比	100%	4.7%	8.5%	57.7%	1.0%	28.1%
令和 元年度	0～17歳	24	1	6	11	0	6
	18歳以上	1,640	74	130	968	21	447
	合計	1,664	75	136	979	21	453
	構成比	100%	4.5%	8.2%	58.8%	1.3%	27.2%
令和 2年度	0～17歳	23	1	4	10	0	8
	18歳以上	1,631	73	132	949	18	459
	合計	1,654	74	136	959	18	467
	構成比	100%	4.5%	8.2%	58.0%	1.1%	28.2%
令和 3年度	0～17歳	22	1	5	9	0	7
	18歳以上	1,612	71	131	930	16	464
	合計	1,634	72	136	939	16	471
	構成比	100%	4.4%	8.3%	57.5%	1.0%	28.8%
令和 4年度	0～17歳	21	1	5	9	0	6
	18歳以上	1,589	78	132	889	17	473
	合計	1,610	79	137	898	17	479
	構成比	100%	4.9%	8.5%	55.8%	1.1%	29.8%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

4 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在、389人となっています。
判定別でみるとA（重度）の判定を受けている人は159人（40.9%）と最も多く、各判定とも増加する傾向にあります。

判定別・年齢別療育手帳所持者数

(人)

区分		総数	A (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)
平成30年度	0～17歳	94	25	18	51
	18歳以上	248	124	56	68
	合計	342	149	74	119
	構成比	100%	43.6%	21.6%	34.8%
令和元年度	0～17歳	98	27	19	52
	18歳以上	251	122	56	73
	合計	349	149	75	125
	構成比	100%	42.7%	21.5%	35.8%
令和2年度	0～17歳	103	31	19	53
	18歳以上	252	123	55	74
	合計	355	154	74	127
	構成比	100%	43.4%	20.8%	35.8%
令和3年度	0～17歳	107	32	17	58
	18歳以上	261	124	57	80
	合計	368	156	74	138
	構成比	100%	42.4%	20.1%	37.5%
令和4年度	0～17歳	116	32	21	63
	18歳以上	273	127	59	87
	合計	389	159	80	150
	構成比	100%	40.9%	20.6%	38.6%

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

5 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度末現在、392人となっています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(人)

区分		総数	1級	2級	3級
平成30年度	人数	303	23	192	88
	構成比	100%	7.6%	63.4%	29.0%
令和元年度	人数	344	30	211	103
	構成比	100%	8.7%	61.3%	29.9%
令和2年度	人数	354	27	214	113
	構成比	100%	7.6%	60.5%	31.9%
令和3年度	人数	374	32	220	122
	構成比	100%	8.6%	58.8%	32.6%
令和4年度	人数	392	31	240	121
	構成比	100%	7.9%	61.2%	30.9%
0～17歳	人数	18	0	2	16
18歳以上	人数	374	31	238	105

資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

(2) 自立支援医療費の利用者（精神障がい、通院者）の推移

自立支援医療費（精神障がい、通院者）の利用者数は年々増加し、令和4年度末現在、779人となっています。

自立支援医療費（精神障がい、通院者）の利用者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	675	665	719	739	779
対人口比	1.5%	1.5%	1.7%	1.7%	1.8%

資料：大阪府こころの健康総合センター（各年度末現在）

6 難病等の患者の状況

指定難病医療受給者証の交付を受けている人は、令和4年度末現在、403人となっています。対象疾病は、令和3年11月1日より338疾病に拡大されています。

指定難病患者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証数 所持者数	377	385	431	396	403

資料：大阪府泉佐野保健所（各年度末現在）

7 障がい児の就学状況等

(1) 保育所における加配児童の在籍数

令和5年4月1日現在、町立保育所における個別的な支援が必要とされている児童数は52人となっています。

また、民間保育園においては31人となっています。

※令和4年度に町立保育所が1箇所減り、民間保育園が1箇所増えたため、在籍児童数が増減しています。

町立保育所における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	604 (214)	569 (213)	540 (203)	521 (194)	384 (140)	351 (118)
在籍障がい児数	50 (3)	44 (0)	53 (1)	49 (1)	48 (3)	52 (4)

資料：保育課（各年4月1日現在）

※（ ）内は3歳未満（再掲）

民間保育園における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	350	331	354	340	470	452
在籍障がい児数	0	11	12	11	34	31

資料：保育課（各年4月1日現在）

※加配児童とは、担当医師や保健師などによる意見書により個別的な支援が必要であるとされた児童

(2) 幼保連携型認定こども園における加配児童の在籍数

令和5年4月1日現在、幼保連携型認定こども園における個別的な支援が必要とされている児童数は9人となっています。

※令和元年度にフレンド幼稚園が認定こども園に移行し、認定こども園化によって在籍児童数が増加しています。

幼保連携型認定こども園における加配児童在籍者数

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数	143	202	271	293	318	352
在籍障がい児数	0	0	1	3	3	9

資料：保育課（各年4月1日現在）

※加配児童とは、担当医師や保健師などによる意見書により個別的な支援が必要であるとされた児童

(3) 町立小中学校における支援学級在籍児童生徒の状況

令和5年5月1日現在、町立小中学校における支援学級は計34学級で、在籍する児童生徒数は計197人となっており、小学校では増加しています。

支援学級数・在籍児童数（小学校）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数（校）	5	5	5	5	5	5
支援学級数（級）	19	19	20	21	24	25
在籍児童数（人）	110	119	119	134	150	155

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

支援学級数・在籍生徒数（中学校）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置校数（校）	3	3	3	3	3	3
支援学級数（級）	9	9	9	7	8	9
在籍生徒数（人）	45	43	43	39	41	42

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(4) 支援学校

支援学校（佐野支援学校、泉南支援学校、岸和田支援学校、すながわ高等支援学校）に通っている熊取町在住の児童生徒数は、令和5年4月1日現在、計21人となっています。

※なお、本町の通学校のうち、佐野支援学校については、平成26年度から高等部が、令和2年度から小学部と中学部が、通学区域の再編により泉南支援学校へ変更となっています。

支援学校等在籍児童数

●佐野支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）	9	8	6	6	4	4
中学部（人）	11	11	7	4		
高等部（人）						
計（人）	20	19	13	10	4	4

資料：佐野支援学校（各年4月1日現在）

●泉南支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）			4	1	4	4
中学部（人）			6	3	8	5
高等部（人）	14	11	9	6	3	4
計（人）	14	11	19	10	15	13

資料：泉南支援学校（各年4月1日現在）

●岸和田支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部（人）	0	0	0	1	1	1
中学部（人）	0	0	0	0	0	0
高等部（人）	2	1	1	0	0	0
計（人）	2	1	1	1	1	1

資料：岸和田支援学校（各年4月1日現在）

●すながわ高等支援学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生(人)	1	3	2	1	2	0
2年生(人)	1	1	3	2	1	2
3年生(人)	5	1	1	3	2	1
計(人)	7	5	6	6	5	3

資料：すながわ高等支援学校（各年4月1日現在）

資料編

資料編

1 アンケート調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がいがある人の障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査の種類と実施方法

調査対象と配布数	<p>(1) 町内に居住している障がいのある人 893人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上64歳未満の、障がい者手帳所持者または障がい福祉サービス等利用者 ・65歳以上の障がい福祉サービス等利用者 <p>(2) 町内に居住している障がいのある児童 193人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の、障がい者手帳所持者数または障がい福祉サービス等利用者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年3月1日～31日

(3) 調査の回収結果

配布数	回収数	有効回収数
(1) 893人	442人 (回収率 49.5%)	442人 (回収率 49.5%)
(2) 193人	110人 (回収率 57.0%)	110人 (回収率 57.0%)

(4) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書「熊取町第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査 結果報告書」をご覧ください。

2 意見交換及び聞き取り調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がい福祉サービス提供者（事業者）や、障がいを持つご本人、その保護者等と意見交換を行い、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査対象者と実施方法

調査対象	① 障がい者団体（2団体） ② 就労継続支援B型事業所の利用者 ③ 障がい者支援施設の利用者 ④ 精神科病院デイケア等の利用者 ⑤ 地域活動支援センターの利用者 ⑥ 障がい児を持つ親のサークル
調査方法	対面による聞き取り（ヒアリング）
調査期間	令和5年6月～7月

(3) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書をご覧ください。

3 相談支援事業所への調査

(1) 調査目的

本調査は、「熊取町第4次障がい者計画及び熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がい福祉サービス提供者（事業者）等から課題に感じていることや現場の実態をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

(2) 調査対象者と実施方法

調査対象と実施数	自立支援協議会相談支部会に所属する11事業所
調査方法	メールでの実施
調査期間	令和5年6月

(3) 調査結果

詳細は、別冊の結果報告書をご覧ください。

4 関係法令の概要

(50 音順)

No.	正式法令名 (略称法令名)	概要
1	児童福祉法 公布日：昭和22年12月12日 施行日：昭和23年1月1日	児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。
2	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 公布日：令和4年5月25日 施行日：令和4年5月25日	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とした法律。
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) 公布日：平成17年11月7日 施行日：平成25年4月1日	障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月1日に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されました。
4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 公布日：平成25年6月26日 施行日：平成28年4月1日	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

5 用語集

(50 音順)

語句	解説
ア行	
アクセシビリティ	高齢者や障がいのある人を含め、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができること。
一般就労	一般の企業などで雇用契約に基づいて就労することや、在宅就労することをいう。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍するものをいう。
カ行	
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能強化のため、一般的な相談支援に加え特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する。
協働	立場の異なる者が、目的や目標を共有し、それぞれの特性を生かして、対等の立場でともに力を合わせて取り組むこと。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、他動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
権利擁護	高齢者や障がいのある人等の立場が弱い人の権利を守るため、援助者が本人に代わってその権利やニーズを代弁すること。
圏域	本計画では、大阪府が定める障がい保健福祉圏域をもとにしており熊取町は泉州南圏域に属している。(他の構成市町は、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町である。)
工賃	就労継続支援B型事業所において、作業の対価として、対象者に支払われる手間賃のこと。雇用関係はなく、賃金とは区別される。

合理的配慮	障がいのある人から「社会的なバリア（社会的障壁）を取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。
サ行	
指定難病	難病のうち、適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定する難病。国が医療費を助成する。
児童発達支援センター	地域における障がい児支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や児童発達支援事業など療育が必要な障がいのある児童に対して総合的に支援を行うことを目的とする機関。
社会的障壁	障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。
就労支援	就職につなげたり、就職後も仕事の能力をつけるトレーニングを提供したりすること。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う者。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
（自立支援）協議会	障がいのある人が地域における自立生活を支援していくため、当事者とその家族、関係機関、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づき交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。障がいの内容によっては有期認定をされることで、再度、対象となった障がいについて医師の診断をもらい等級の見直しを行う必要があるものもある。
成果目標	第7期障がい福祉計画並びに第3期障がい児福祉計画における令和8年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標。

精神障がい者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為等における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。
相談支援	地域の障がい者（児）の福祉に関する問題について、障がい者（児）、障がい児の保護者または障がい者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、これらの者と市町村及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。
タ行	
地域移行	障がい者の住まいを施設や病院から単に家庭に戻すことではなく、障がい者個人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。
地域共生社会	世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点等	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的としている制度。
地域生活支援事業	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心に実施される事業。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療などの生活支援が一体的に提供されるシステム。
知的障がい	知的機能の障がいが発達期（概ね18歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じること。

特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
ナ行	
難病	治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病のことで、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。令和3年11月1日に6疾病が追加（うち、1疾病については既存の指定難病に統合）され、指定難病は338疾病となった。
ハ行	
8050 問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。一般的には、ひきこもりやニートの状態が長期化して中高年となった子どもを支えてきた親も高齢化し、収入が途絶えたり病気や要介護状態になったりして、家族が孤立する問題のこと。
パブリックコメント	規制の設定または改廃等にあたり、政省令等の案を公表し、この案に対する住民からの意見・情報を考慮して意思決定を行う手続のこと。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消することや、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。
ピアサポート	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。
ヒアリング	意見の聴取と説明を兼ねた会議、公聴会、聴聞会または聞き取り調査のこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。
マ行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談などを行政や関係団体と協力しながら支援を行う。なお、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。
民生委員児童委員協議会（民児協）	市町村の一定区域ごとに設置されている、民生委員児童委員が所属して活動を行う会。
ヤ行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
要約筆記者	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。
ラ行	
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。
療育	障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

6 熊取町障害者施策推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関条例（平成25年条例第1号）第2条の規定に基づき、障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 障害者に関する施策について、必要なときに町長の求めに応じ意見具申をすること。
- (2) その他障害者に関する施策の円滑な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 福祉関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴く

ことができる。

(報告)

第9条 会長は、必要に応じて委員会の状況等を町長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、障害福祉施策主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り、その都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に障害者施策推進委員会設置要綱（平成12年3月15日制定。以下「要綱」という。）に基づき設置された障害者施策推進委員会の委員として委嘱又は任命されている者は、第3条第2項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、要綱に基づく委嘱又は任命の日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際、現に要綱に基づき定められた障害者施策推進委員会の会長及び副会長である者は、それぞれ、第5条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

7 熊取町障害者施策推進委員会委員名簿

選任区分		氏名
学識経験者	大阪体育大学名誉教授	◎安場 敬祐
住民代表	熊取町自治会連合会副会長（事業厚生担当）	中野 隆文
	熊取町身体障害者福祉会会長	古田 幸和
	熊取町知的障がい者相談員	早川 厚生
関係行政機関の代表	大阪府泉佐野保健所地域保健課長	古下 尚美 （令和5年3月31日まで） 宇野 修 （令和5年4月24日から）
	大阪府立岸和田支援学校校長	塩谷 謙二
	大阪府立泉南支援学校校長	松浪 啓介 （令和5年3月31日まで） 三宅 康寛 （令和5年4月1日から）
福祉関係者 （福祉、医療、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者）	（社福）熊取町社会福祉協議会会長	前田 美穂子
	民生委員児童委員協議会会長	明松 博美
	（社福）大阪聴覚障害者福祉会 なかまの里施設長	田中 直子
	泉州南障害者就業・生活支援センター	吉水 友規恵
	（社福）和光福祉会事務長	北村 友隆
	（社福）弥栄福祉会理事長	○岩田 俊二
	（医）爽神堂七山病院理事長	本多 義治

◎会長 ○副会長（敬称略）

（オブザーバー）

関係行政機関の代表	大阪府岸和田子ども家庭センター ＊令和6年3月1日から大阪府貝塚子ども家庭センターに名称変更	小林 青香 （令和5年3月31日まで） 中島 淳 （令和5年4月1日から）
-----------	---	--

8 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和4年8月30日	令和4年度 第1回障害者施策推進委員会 (1) 会長の選出及び副会長の指名について (2) 第4次障がい者計画の策定及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和5年2月6日	令和4年度 第2回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画の策定及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査について (2) その他
令和5年3月1日 ～3月31日	アンケート調査の実施
令和5年6月19日 ～6月30日	相談支援事業所への調査
令和5年6月～7月	意見交換及び聞き取り調査
令和5年8月8日	第1回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について (2) 当事者等からの意見徴取結果報告について (3) 計画策定のスケジュール等について (4) その他
令和5年11月1日	第2回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画（素案）について (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について (3) その他
令和5年12月11日 ～12月25日	パブリックコメントの実施
令和6年1月22日	第3回障害者施策推進委員会 (1) 第4次障がい者計画（案）及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）に係るパブリックコメントの結果について (2) 第4次障がい者計画（案）及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）について (3) その他
令和6年3月15日	議員全員協議会 第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

熊取町第7期障がい福祉計画・
熊取町第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

発行 令和6年3月
企画・編集 熊取町 健康福祉部 障がい福祉課
〒590-0451
大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号
熊取ふれあいセンター内
TEL 072-452-6289
<https://www.town.kumatori.lg.jp/>
